

足利市立けやき小学校いじめ防止基本方針

平成26年9月1日策定

本校では、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるととらえています。また、いじめはすべての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に楽しく取り組むことができることにつながります。そこで、「いじめはどの児童にも起こりうる」、「いじめることは人間として絶対に許されない行為である」との認識の下、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めています。

この度、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が公布・施行されたことを受け、第13条の規定に基づき、児童がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対応の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定することにしました。

いじめ防止対策推進法 第13条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止のための基本理念

- (1) 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが許されない行為であること等について、児童が十分に理解できるようにします。
- (3) 学校、市教育委員会、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。
- (4) 「足利市立けやき小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、その計画に基づき、基本方針の実践に努めていきます。

2 いじめの防止の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要があります。

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条第1項）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 組織的な対応

- ・校内にいじめに係る組織を新設・拡充し、組織的対応の強化を図ります。
- ・いじめをはじめとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、

全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

(3) いじめの未然防止

- ・ 道徳教育や道徳の時間を中心としながらも教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図ります。
- ・ 児童が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導します。
- ・ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- ・ インターネット等のもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

(4) いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備します。特に、児童の声にならない声の把握に努めるため、日頃から児童との信頼関係を深める中で、児童の言動を直視するとともに教育相談等の充実を図ります。
- ・ 教職員のいじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図ります。
- ・ 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談や通報の窓口を明確にします。

(5) いじめの対応

- ・ いじめを把握した場合には、組織的に事実確認を正確かつ迅速に行い、いじめを受けた児童の安全確保を図ります。
- ・ いじめを受けた児童とその保護者への親身な支援と、いじめを行った児童への背景等を十分理解した上での毅然とした指導とその保護者への助言等を継続的行います。
- ・ 必要に応じて市教育委員会や関係機関等との連携を図ります。

(6) 重大事態への対応

- ・ 重大事態とは、いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合をさします。(いじめ防止対策推進法 第28条第1項)
- ・ 重大ないじめの対応については、市教育委員会や足利警察署と連携し、「重大ないじめの対応に係る委員会」が中心となり、学校組織をあげて対応します。
- ・ いじめを受けた児童とその保護者及びいじめを行った児童とその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時適切な方法により、その説明に努めます。また、当該児童やその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者会等で全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼します。

(7) 家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、児童を見守り、育む体制の整備に努めます。
- ・ 家庭に対し、その保護する児童がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行います。
- ・ 地域に対し、児童を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行います。

(8) 関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、足利警察署や児童相談所など関係機関との適切な連携を図ります。

足利市立けやき小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

1 組織的な取組

いじめの問題は、特定の教員が抱え込むことなく、組織的に対応することが重要であることから、いじめに係る2つの「いじめ対策委員会」を設置する。

なお、いじめの事実確認を行う場合は、本組織を主体とし、必要に応じて関係職員を加える。

また、学校だけでは対応が困難な場合は、市教育委員会等との連携を図りながら対応に当たる。

(1) いじめ対策委員会

① いじめの未然防止・早期発見・早期解決に係る委員会（定期開催）

〔構成〕

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学年主任、養護教諭、人権教育主任、学習指導主任 等

〔取組内容〕

- ・いじめ防止等の全体指導計画の立案、改善
- ・いじめの事実確認
- ・指導計画の実施状況の把握と改善
- ・いじめの防止等の全体指導計画の立案、改善
- ・校内研修会の企画・立案
- ・定期的なアンケートや教育相談の実施と結果の分析・共有
- ・いじめが起きた場合の再発防止策の検討 等

② 重大ないじめの対応に係る委員会（随時開催）

〔構成〕

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学年主任、学級担任、養護教諭、関係職員、
スクールカウンセラー、学校評議員、保護者代表 等

〔取組内容〕

- ・重大事態に係る調査
- ・指導方針の決定、指導体制の確立
- ・調査結果の市教育委員会への報告と保護者への説明 等

(2) 校内研修

- ・「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。
- ・新聞記事等を生かし、危機意識の高揚を図る研修を適宜実施する。

2 いじめの未然防止

(1) 計画的な指導

学校組織としてのいじめ問題への取組についての評価を実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

(2) いじめの起こらない学校づくり

「いじめはどの学校、どの児童にも起こりうる」との認識の下、未然防止の取組の充実を図り、いじめの起こらない学校づくりに努める。

① 学級づくりや学習指導の充実

ア 帰属意識の高い学級、規範意識の高い学級、互いに高め合える学級を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。

イ 児童がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導に努める。

ウ 教えて考えさせる授業の展開に努め、一人一人の児童が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

② 道徳教育の充実

ア 道徳の時間と各教科での指導及び体験活動や実践活動との関連を図り、道徳的实践力を育成する。

イ 人権週間に合わせ、道徳の時間に「いじめ問題」等を題材とした授業を実施する。

ウ 道徳の授業において、情報のモラルについて考え、モラルをもって情報を活用しようとする態度の育成に努める。

③ 特別活動の充実

ア 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。

イ 自然体験活動や宿泊学習など様々な体験活動の充実を図り、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てる。

ウ 児童会が主体となった校内あいさつ運動（あいさつ週間）や「いじめゼロ強調月間」の取組を実施する。

④ 人権教育の推進

ア 自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通して指導する。

イ 一人一人の児童の人権に関する不安や悩みの把握に努める。

⑤ 保護者や地域との連携

ア 地域内の中学校との連携した取組を実施する。

イ 学校だより等で保護者や地域へ情報を発信する。

ウ 学校公開や授業参観において道徳の授業を実施する。

⑥ ネットいじめへの対応

ア 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業を実施する。

イ メールの利便さや使うときのルール・マナーが理解できるよう発達段階に応じた指導をする。

ウ 個人情報大切に、適切に対応することができる態度の育成に努める。

3 いじめの早期発見

(1) 早期発見のための認識

① 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

② 日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

児童が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童理解を深め、信頼関係の構築に努める。

ア 児童、保護者へいじめの相談・通報の窓口を周知する。

イ 児童に対して、定期的なアンケート調査や教育相談等を実施する。

ウ 家庭と連携してネットいじめの早期発見に努める。

エ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

4 いじめの対応

(1) 早期解決のための認識

① 組織的に事実確認を正確かつ迅速に行い、いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを

行った児童に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

(2) 早期解決のための対応

- ① いじめが認知された場合には、特定の教員で抱え込まずに、いじめ対策委員会を中心として、関係児童への聴取や緊急のアンケートの実施等、的確にしかも速やかに事実確認を行う。
- ② いじめを受けた児童を守り通す。また、いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行い、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行った行為に対しての責任を自覚させる。

(3) 児童、保護者への支援

- ① いじめを受けた児童とその保護者に対する親身な支援と、いじめを行った児童に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等を行う。
- ② 周りではやし立てる児童に対しては、はやし立てることなどは、いじていることと同じであることを理解させる。また、いじめを受けた児童の立場に立って考えさせ、いじめた児童と同様の立場にあることに気づかせる。いじめを見ていた児童や見て見ぬふりをする児童に対しては、いじめを止めることはできなくても、教職員に知らせる勇気をもつよう支援する。
- ③ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢のもと、学級等全体への指導を行う

(4) 関係機関との連携

- ① いじめの解決に向け保護者や市教育委員会、関係機関・団体等との連携を図る。
- ② いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、足利警察署と連携して対処する。

(5) 解決後の継続的な指導・援助

- ① いじめが解決した後も、継続的にいじめを受けた児童といじめを行った児童の様子を観察しながら、組織的に指導・援助に努める。
- ② いじめを受けた児童といじめを行った児童及び周りの児童が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

- (1) 市教育委員会に報告するとともに、足利警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、市教育委員会と連携し、弁護士、医師などの専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会（重大ないじめの対応に係る委員会）が中心となり、学校組織をあげて行う。特に、事実関係を明確にする調査については、市教育委員会と連携しながら実施するが、本校主体の調査では、重大事態への対応に十分な結果が得られないと市教育委員会が判断した場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会の指導に従う。
- (3) いじめを受けた児童とその保護者及びいじめを行った児童とその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時適切な方法により、その説明に努める。また、当該児童やその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者会等で全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (4) いじめ対策委員会（いじめの未然防止・早期発見・早期解決に係る委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。